

# よくない受診

## Change! → 正しい受診へ

いま、多くの健保組合は財政難にあえいでおり、当健保組合ももちろんそのひとつです。その原因は大きく2つあります。ひとつは、高齢者医療に対する過重な納付金です。もうひとつが、皆さんが病院にかかったときなどに支払う医療費（保険給付費）の増大です。高齢化や医療の高度化により、医療費は増え続けています。

病気やけがのときはどうしても病院にかからなくてはいけません。皆さん一人ひとりに受診の仕方を工夫していただくだけで医療費節減につながり、健保組合財政も助かりますし、皆さんの家計への負担も軽減されます。

引き続き、適正受診へのご協力をお願いします。



よくない受診

1

## 休日・夜間に 病院にかけ込む

休日や夜間に開いている救急医療機関は、一刻を争う緊急性の高い患者を受け入れるためのもの。平日や日中、病院を受診する時間がないからなどの理由で、自分の都合で救急医療機関に行くのはやめましょう。

また、休日や深夜（22時～6時）に病院・診療所を受診すると、たとえば初診の場合、休日加算2,500円、深夜加算4,800円がそれぞれ医療費（初診料）に加算されるため、家計負担も重くなることを知っておきましょう。

よくない受診

2

## なにがなんでも 大病院

大病院は専門的な検査や治療、医師の教育を行う役割をもっています。ちょっと体調が思わしくないから、とすぐに大病院に行くのは、より高度な検査や治療を必要としている患者への妨げとなることもあります。

また、紹介状を持たずに受診すると、初診時に5,000円以上の追加負担があります。

Change!

自宅や勤務先の近くの医院・診療所などにかかりつけのお医者さんを持ち、気になることがあったら、まずはそのお医者さんに相談しましょう。もしも、大きな病気が疑われるようなときには、高度な医療が受けられる大病院等に紹介状を書いてもらうことができます。

Change!

インターネットの情報サイトを活用したり、病気の予防知識を身につけるなど、日ごろから健康管理に気をつけましょう。

また、とくに子どもの急病の場合には、まず電話相談などを利用したりしてみましよう。

## あわてて 病院にかけ込む、**その前に**

いまずく受診する必要があるのか、平日の時間内の受診でも大丈夫なのか、**小児救急電話相談（#8000）**や、**救急相談センター（#7119）**に電話して相談してみましよう。

# はしご受診をくり返す

同じ病気で、あちらの病院、こちらの病院と何軒もの病院にかかるのは、同じような検査がくり返されたり、同じような薬が処方されるので、医療費がかさむだけでなく、かえって体に悪い影響を与えることも。

●転医をくり返すと、初・再診料だけで2倍にも

	同じ病院に通う場合	転医をくり返した場合
1回目	初診料 2,820 円 (+検査料等)	初診料 2,820 円 (+検査料等)
2回目	再診料 720 円	初診料 2,820 円 (+検査料等)
3回目	再診料 720 円	初診料 2,820 円 (+検査料等)
合計*	4,260 円	8,460 円

※初診料と再診料の合計額。検査料等を加えると、その差はさらに大きくなります。

Change!

受けている治療に不安があるときには、まずはそのことをお医者さんに伝えて話し合ってみましょう。また、主治医以外のお医者さんの意見を聞きたいときは「セカンドオピニオン」という方法も。セカンドオピニオンはれっきとした診療行為の一つです。迷わず申し出てください。

## 薬を上手に利用しましょう

### 薬のもらいすぎに注意



薬が余っているときは、お医者さんや薬剤師に相談してみましょう。

### のみ合わせによっては副作用が...



お薬手帳を有効に活用して、いま処方されている薬をお医者さんや薬剤師に伝えて、のみ合わせに注意しましょう。

### ジェネリック医薬品 (後発医薬品) の利用を



先発医薬品よりも費用が安く済みます。お医者さんや薬剤師にジェネリック医薬品の利用について相談してみましょう。

#### 連絡先

03-3259-1524  
内線 8-301-319886  
担当…安達まで

当健保組合では、被保険者やご家族のみなさんが医療機関などを受診した際に支払う自己負担額を軽減するために、付加給付を実施しています。

また、お住まいの市区町村には、特定疾患の治療（難病）に対する医療費の助成や、自治体独自の医療費の助成などが行われております。

そこで、当健保組合の付加給付制度と公費による医療費助成が重複することのないよう、以下のような方々は、当健保組合までご連絡いただきますよう、お願いいたします。



健保組合へのご連絡を  
お願いします

公費負担で医療費の助成を受けている方へ

#### 〈医療費助成の認定を受けた方、または有効期間が満了になった方〉

(乳幼児医療費助成、義務教育就学時医療費助成を除く)

- 例 ● 心身障害(児)医療費助成  
● 特定疾患医療  
● 肝炎インターフェロン治療および核酸アナログ製剤治療の助成  
● ひとり親家庭等医療費助成

など